

# 簡易内管施工登録店登録要綱

2025年1月改定

大阪ガスネットワーク株式会社

この要綱は、当社のガス工事約款および一般ガス供給約款に定める「当社が承諾した工事人」（以下「簡易内管施工登録店」あるいは略して「登録店」といいます）の登録および登録店の施工する簡易内管工事等について定めるものです。

#### （基本理念）

第1条 登録店は、当社のガス事業者としての社会的責任を理解し、ガス事業法の精神を尊重して良質かつ確実なガス工事を行うことにより、保安の確保に努めなければなりません。

#### （登録の申し出および登録）

第2条 登録店になろうとする者は、この要綱を承認の上、様式1により所定資料および別表1に定める新規登録料を添えて当社に申し出なければなりません。

2. 当社は、申し出事項の審査により、次条に定める要件を満たしていると認められるときは、当社の簡易内管施工登録店として登録し、登録店証を交付します。
3. 登録できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知いたします。この場合、別表1に定めるところにより、新規登録料から審査経費を差し引いた金額を遅滞なく返還いたします。

#### （登録店の要件）

第3条 登録店は、次の各号の定める要件をすべて満たさなければなりません。

- 一 常勤の役員、常備の従業員または代表者のうち1名以上が、日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有し当社の講習を修了した者（以下「施工認定者」という）であり、お客さまからの工事の受注に支障のない体制であること。
- 二 第7条に定める工事の施工に必要な工具、機械器具等を有していること。（リース契約等により使用权が確保されている場合を含む）
- 三 別表2に定める欠格事由に該当しないこと。

#### （登録の更新）

第4条 登録の有効期間は登録日から1年間（新規登録の場合は登録日から1年経過した日の属する年度（毎年4月1日に始まり3月末日に終わる）の最終日まで）とし、当社が指定する期日までに更新の手続きを経ない場合は、登録は期間満了と同時に失効します。更新後の期間満了時も同様とします。

2. 登録更新は、様式2により所定資料および別表1に定める更新登録料を添えて当社に申し出なければなりません。
3. 当社は、申し出事項の審査により、前条に定める要件を満たし、第16条に定める要件に該当しないと認めるときは、登録店としての登録を更新し、旧登録店証と引き換えに新登録店証を交付します。
4. 更新できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知いたします。この場合、別表1に定めるところにより、更新登録料から審査経費を差し引いた金額を遅滞なく返還いたします。

(届出事項の変更の届け)

第5条 登録店は、登録申し出または更新申し出に際して届け出た事項に変更があった場合は、遅滞なく当社に変更内容を届け出なければなりません。

(登録店の表示)

第6条 登録店は、次条に定める簡易内管工事の受注および施工に際し、登録店名(例えば「◇◇配管株式会社」)に「簡易内管施工登録店(大阪ガスネットワーク登録)」の表示を併記することができます。

2. この表示以外に、当社の名称、商標(ペットマーク等)またはこれらに類似するものを表示することはできません。

(登録店による内管施工)

第7条 登録店は、別表3に定める簡易内管工事にかぎり受注し施工することができます。

(工事の施工者)

第8条 登録店が受注した簡易内管工事は、施工認定者に施工させなければなりません。

2. 簡易内管工事の施工にあたっては、当社もしくは当社から発注を受けた業務委託先がおこなう現場施工確認に協力していただきます。

(工事施工の基準)

第9条 登録店は、ガス事業法の精神を尊重し、受注した簡易内管工事をガス事業法の定める技術上の基準に適合するよう施工しなければなりません。

2. 簡易内管工事の施工にあたっては、道路法・道路交通法・建築基準法・消防法・環境保全関係諸法令およびその他関係法令並びに関係官公署の指示を遵守しなければなりません。

3. 登録店は、簡易内管工事を施工することにより、ガスメーターを取り替える必要性が生じるようなガス消費量の大幅な変動が見込まれる場合は、事前に当社に連絡しなければなりません。
4. 登録店は、簡易内管工事を施工した際には、当社が指定する施工者ラベルをガスメーター周辺の配管部分に貼付しなければなりません。

(気密試験)

第10条 登録店は、その施工した簡易内管工事をガスの使用の用に供する前に、ガス事業法の定める方法による気密試験を行わなければなりません。

(工事の報告)

第11条 登録店は、工事完了後すみやかに、別表4により工事報告書を当社に提出しなければなりません。

2. 登録店は、工事報告に基づき実施される当社の検査において、改善を指摘された場合は、遅滞なく指摘された事項の改善を行いその結果を改めて工事報告しなければなりません。

(工事記録の保管)

第12条 登録店は、登録店が受注し施工した簡易内管工事の工事記録簿を作成し保管しなくてはなりません。

2. 登録店は、工事記録簿を3年間保管しなければなりません。
3. 登録店は、当社が求めたときは、ただちに工事記録簿またはその写しを提出しなければなりません。また、当社は、登録店の営業時間中でも登録店にて工事記録を閲覧することができます。
4. 登録店は、登録が取り消しまたは抹消された後も、なお3年間は前3項の定めに従わなければなりません。

(登録店証)

第13条 登録店は、登録店証を営業所に掲示しなければなりません。

2. 登録店は、登録店証を汚損または紛失したときは、直ちに再交付を受ける手続きをとらなければなりません。
3. 登録店は、当社から登録を取り消しまたは抹消された場合は直ちに登録店証を返納しなければなりません。

(登録店の地位継承)

第14条 登録店が次の各号の一に該当する場合は、当社は、登録有効期間内に限り登録店の地位の継承を認めます。

- 一 登録店である個人が、新たに法人を設立しその代表者となって引き続き簡易内管工事の施工を行う場合(その法人が第3条の要件を満たす場合に限る。)
- 二 登録店である法人が、他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易内管工事の施工を行う場合
- 三 その他、当社が認めた場合

(使用者への通知および同意)

第15条 登録店は、簡易内管工事受注にあたり、登録店としての施工であること、および工事費その他の条件に関し紛争が生じても当社は一切の責めを負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

2. 登録店は、第11条の当社の検査により技術基準不適合またはその他保安上の瑕疵があることが判明した場合には、当社はガスの使用をお断りすることがあること、およびこの場合瑕疵の修補は登録店の費用で行い当社は一切の責めを負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

(登録の取り消し)

第16条 登録店が次の各号の一にでも該当する場合は、当社は、何らの催告も要せずして登録店の登録を取り消すことができるものとします。

- 一 第3条に定める要件を欠いたとき。
  - 二 虚偽の工事報告をし、または工事報告を怠ったとき。
  - 三 施工認定者以外の者に簡易内管工事を施工させたとき。
  - 四 第7条に定める以外の工事を施工したとき。
  - 五 施工した工事に技術基準不適合その他の瑕疵があり、当社が、登録取り消しを保安上必要と認めたとき。
  - 六 その他この要綱に重大な違反をする等により、当社が、登録取り消しを必要と認めたとき。
2. 前項により当社が取り消しをした場合、それにより登録店に損害が生じても、当社はそれにつき一切責めを負いません。

(講習の受講)

第17条 登録店は、様式3、様式4により別表1に定める講習受講料を添えて受講を申し込み、簡易内管工事を施工する者に当社の講習を受講させ修了させなければなりません。

2. 当社の講習を修了した証として、当社は、簡易内管施工士資格証に当社講習の修了の旨を記載いたします。
3. 登録店は、簡易内管施工士資格を新規に取得した者に簡易内管工事を施工させるには、資格有効期間内に当社の新規講習を該当者に受講させ修了させなければなりません。
4. 登録店は、簡易内管施工士資格を更新した者に簡易内管工事を施工させるには、資格有効期間内に当社の更新講習を該当者に受講させ修了させなければなりません。

(営業の廃止)

第18条 当社は、登録店が、営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消します。この場合、第16条第2項の規定を準用します。

(要綱の変更)

第19条 当社は、ガス事業法令の改正その他保安上の必要があるときは、この要綱を変更することがあります。変更の通知後は、登録店の登録および登録店の施工するガス工事等は、変更後の要綱の定めるところによります。

## 登録料および講習受講料

### 1. 登録料

簡易内管施工登録店の登録申し込み時に必要な登録料は以下の通りです。

	金額
登録店新規登録料	25,300円
登録店更新登録料	17,600円

(税込)

なお、登録店の新規または更新登録において、審査の上登録できない場合は、審査にかかった実費2,200円を差し引いた金額を返還いたします。

### 2. 講習受講料

当社所定の講習の受講者ひとりあたりの受講料は以下の通りです。

	金額
新規講習受講料	6,600円
更新講習受講料	6,600円

(税込)

## 要件確認書(欠格事由)

以下のいずれかに該当する場合、簡易内管施工登録店として登録できません。

1. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。
2. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガスの供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令の違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。
3. 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取消原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
4. 前号の登録店の登録取消時もしくは登録抹消時に、個人事業者の代表者または法人事業者の役員であった者が、登録の取消もしくは抹消時から2年以内に、個人事業者にあつては代表者に、法人事業者にあつては役員になっていること。
5. 暴力団を始めとする反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に関して次のいずれかの事実があること。
  - ①個人事業者にあつては代表者または従業員、法人事業者にあつては法人またはその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等（以下、「役員等」という。）が、反社会的勢力であること。
  - ②個人事業者にあつては代表者または従業員、法人事業者にあつては法人またはその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。



## 簡易内管工事の範囲

簡易内管施工登録店が施工できる簡易内管工事の範囲は、次の通りです。

項目	内容
圧力	最高圧力 2.5 kPa 以下
対象建物	大阪ガスネットワーク（13A）供給の既設需要家であり、建物区分が 9：一般業務用建物、10：一般集合住宅、11：一般住宅であるもの〔建物区分：9～11〕
工事範囲	使用最大流量 16 [m <sup>3</sup> /h] 以下の既に設置されているマイコンメーター下流側からガス栓までの露出部分、およびガス栓からガス機器への接続工事
工事種別	①フレキ管による「ガス栓の増設」および「ガス栓・配管の位置替」の工事 ②継手のみによるガス栓の増設、位置替の工事 ③ガス栓の取替工事 ④ガス可とう管接続工事 および ①②③に伴う露出配管の撤去工事 ただし、ねじ切り配管工事、隠ぺい部分の工事はのぞく。

\* 露出部分：配管、接合部分の状況がそのままの状態ですぐ確認できる部分をいう。

(様式1)

簡易内管施工登録店登録申請書(新規)

西暦 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

簡易内管施工登録店として登録願いたいので、貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」を承認の上、同要綱に基づき申し込みます。

また、同要綱に定める、右記に記入する工具、機械・器具等を所有していること、および、裏面の欠格事由に該当しないことを証します。

(ふりがな) 商号	業種 ( )		
(ふりがな) 代表者氏名	(実印)		
事業所所在地	〒 ー ー 住所		
電話番号	電話 ( ) ー FAX ( ) ー		
メールアドレス	◎		
法人設立年月日	西暦	資本金	
従業員数		年商	
常勤または常備している簡易内管施工士の氏名	氏名	資格者番号	

(備考)

- 「簡易内管施工登録店登録要綱」に定める所定の登録料を添えること。  
(払込証明書裏面の所定の箇所にのり付けすること)
- 法人にあつては登記簿謄本および印鑑証明書を添付すること。(取得後、6ヶ月以内のもの)
- 個人にあつては印鑑証明書を添付すること。(取得後、6ヶ月以内のもの)
- 日本ガス協会発行の簡易内管施工士資格証(資格者全員の分)の写しを添付すること。

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

工具、機械・器具 調査

種別	品名	形式・性能	数量
管切断用			
管接合用			
その他用途			
気密試験用			

管切断用、管接合用、気密試験用工具、機械・器具は必ず所有していること。

## 要件確認書(欠格事由)

以下、いずれかの欠格事由に該当する場合、簡易内管施工登録店として登録できません。

1. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。
2. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガスの供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令の違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。
3. 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取消原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出るにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
4. 前号の登録店の登録取消もしくは登録抹消時に、個人事業者の代表者または法人事業者の役員であった者が、登録の取消もしくは抹消時から2年以内に、個人事業者にあつては代表者に、法人事業者にあつては役員になっていること。
5. 暴力団を始めとする反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に関して次のいずれかの事実があること。
  - ① 個人事業者にあつては代表者または従業員、法人事業者にあつては法人またはその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等(以下、「役員等」という。)が、反社会的勢力であること。
  - ② 個人事業者にあつては代表者または従業員、法人事業者にあつては法人またはその役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

受講または登録料を納付したことを証する書面貼付欄

払込受付証明書(金融機関の受付用日付印のあるもの)を、のり付けてください。

## 登録店の開示に関する確認書

弊社登録の簡易内管施工登録店の開示につきまして、お客さまから弊社に、簡易内管施工登録店さまの紹介を依頼された場合、ご承諾いただいた登録店さまの情報を弊社HP上を含め開示いたします。開示する内容は、「登録店名称」「営業所の所在地」「連絡先電話番号」の3項目です。つきましては、登録店の開示について、以下のいずれかに必ず〇印を入れてください。

- ( ) お客さまから貴社へお問合せされた際の「登録店の開示」について、貴社の「登録店名称」、「営業所の所在地」、「連絡先電話番号」を弊社HP上を含め、お客さまへ開示することを承諾します。
- ( ) 「登録店の開示」について、貴社でお客さまへ開示することを拒否します。

※登録店の開示に関しては、毎年登録店更新時期にご承諾の確認の機会を設けます。なお、ご承諾いただいた登録店さまの開示情報は前述の3項目のみとし、それ以外の情報を開示することはありません。また、本目的以外に開示することはありません。

(様式2)

## 簡易内管施工登録店登録申請書(更新)

西暦 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

簡易内管施工登録店として登録を更新願いたいので、貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」を承認の上、同要綱に基づき申し込みます。

また、下記の施工認定者に対して 年 月 日 に「簡易内管工事 設計・施工要領 (2025年1月版)」にて教育を実施しましたことを合わせてご報告します。

(登録店番号 第K 号)

(ふりかた) 商号			
(ふりかた) 代表者氏名	[実印]		
事業所所在地	〒	—	
	住所		
電話番号	電話 ( )	—	FAX ( ) —
メールアドレス	@		
法人設立年月日	西暦	資本金	
従業員数		年商	
常勤または常備 している簡易内 管施工士の氏名	氏名		資格者番号

(備考)

- 「簡易内管施工登録店登録要綱」に定める所定の登録料を添えること。  
(払込証明書を表面の所定の箇所にのり付けすること)
- 日本ガス協会発行の簡易内管施工士資格証のおもて、うら(資格者全員の分)の写しを添付すること。  
(表面の所定の箇所にのり付けすること)

(主)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

## 工事記録簿(施工完了報告)確認書

以下の、いずれかに必ず〇印を入れてください。

- ( ) 貴社の定める「簡易内管施工登録店 登録要綱」に基づき、2024年1月～12月の期間に施工した工事は、別紙「登録店別施工報告一覧(または工事記録簿)」記載の通りに相違なく、他に未報告工事のないことを確認しました。
- ( ) 2024年1月～12月の期間に施工報告が、必要な工事が無かったことを確認しました。
- ( ) 未報告の施工完了報告士書を 月 日に 件、報告しました。

## 登録店の開示に関する確認書

以下の、いずれかに必ず〇印を入れてください。

- ( ) お客様から貴社へのお問い合わせされた際の「登録店の開示」について、貴社で「登録店名称」、「営業所の所在地」、「連絡先電話番号」をお客さまへ開示することを承諾します。
- ( ) 「登録店の開示」について、貴社でお客さまへ開示することを拒否します。

※登録店の開示に関しましては、今後も毎年、登録店更新時期にご承諾の確認をいたします。

なお、ご承諾いただいた登録店さまの開示情報は前述の3項目のみとし、それ以外の情報を開示することはございません。また、本目的以外に開示することはございません。

**登録料を納付したことを証する書面貼付欄**

**払込受付証明書(金融機関の受付局日付印のあるもの)を、のり付けてください。**

**資格証貼付欄**

○資格証写しのおもて、うら(資格証登録者全員の分を、のり付けてください。  
○有効期限(2026,2027,2028)を確かめてください。



**資格証貼付欄**

○資格証写しのおもて、うら(資格証登録者全員の分を、のり付けてください。  
○有効期限(2026,2027,2028)を確かめてください。



(様式3)

### 施工認定者講習受講申込書兼認定申請書(新規)

西曆 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

登録店番号	第 K 号
商号	
代表者氏名	(実印)
事業所	〒 -
所在地	
電話番号	

簡易内管工事の施工者を更新願いたいので、貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」に基づき、認定講習の受講を申し込みます。

(ふりがな) 氏名	自宅住所	自宅 電話番号	大阪ガスネット ワーク登録講習 受講希望日	日本ガス協会 簡易内管施工士 資格番号 (有効期限)
		携帯 電話番号		JGA番号 (年月日)
( )	〒 -		月 日	JGA番号 (年月日)
メールアドレス:		◎		
( )	〒 -		月 日	JGA番号 (年月日)
メールアドレス:		◎		
( )	〒 -		月 日	JGA番号 (年月日)
メールアドレス:		◎		
( )	〒 -		月 日	JGA番号 (年月日)
メールアドレス:		◎		

(備考)

- 「簡易内管施工登録店登録要綱」に定める所定の受講料を預えること。  
(払込証明書を裏面の所定の箇所にのり付けしてください)
- 簡易内管施工士の資格証(日本ガス協会発行のもの)の写しを添付すること。  
(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

受講または登録料を納付したことを証する書面貼付欄

払込受付証明書(金融機関の受付局日付印のあるもの)を、のり付けしてください。

資格証貼付欄

- 資格証写しのおもて(登録登録者会員の分)を、のり付けしてください。
- 有効期限を確かめてください。



(様式4)

### 施工認定者講習受講申込書兼認定申請書(更新)

大阪ガスネットワーク株式会社御中

西暦 年 月 日

登録店番号	第K	号
商号		
代表者氏名	(実印)	
事業所	T	-
所在地		
電話番号		

簡易内管工事の施工者を更新願いたいので、貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」に基づき、認定講習の受講を申し込みます。

(ふりがな) 氏名	自宅住所	自宅 電話番号	日本ガス協会 更新講習 受講日	日本ガス協会 簡易内管施工士 資格番号 (有効期限)
		携帯 電話番号		JGA番号
( )	T -		月 日	( 年 月 日)
メールアドレス:		◎		
( )	T -		月 日	( 年 月 日)
メールアドレス:		◎		
( )	T -		月 日	( 年 月 日)
メールアドレス:		◎		
( )	T -		月 日	( 年 月 日)
メールアドレス:		◎		

(備考)

- 「簡易内管施工登録店登録要綱」に定める所定の受講料を納入すること。  
(払込証明書を裏面の所定の箇所にのり付けてください)
- 簡易内管施工士の資格証(日本ガス協会発行のもの)の写しを添付すること。  
(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

### 資格証貼付欄

○資格証写しのおもて(更新対象者全員の方をのり付けしてください。)

対象者:2024年度日本ガス協会主催の  
簡易内管施工士更新講習を受講予定の方

○更新講習を受講済み

①新しい資格証が手元にある場合

⇒貼付してください(2028/3/31有効のもの)

②新しい資格証が届いていない場合

⇒手元の旧資格証(2025/3/31有効期限のもの)を貼付

⇒手元に新しい資格証が届き次第必ずメールがFAXしてください  
(2028/3/31有効のもの)

○更新講習を受講中

⇒手元の旧資格証(2025/3/31有効期限のもの)を貼付

○更新講習を受講後

⇒手元に新しい資格証が届き次第必ずメールがFAXしてください  
(2028/3/31有効のもの)

メールアドレス:kanisaka@osakagas.co.jp  
FAX:06-6223-7105

※JGA更新講習を未受講の方はJGAにご連絡ください  
03-3960-7841

受講料を納付したことを  
証とする書面貼付欄

払込受付証明書(金融機関の  
受付局日付印のあるもの)を  
のり付けしてください。



様式5

(様式5)

**簡易内管施工士の所属する営業所報告書**

年 月 日

登録申請店番号 \_\_\_\_\_

営業所名	住所	電話番号
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		

様式6

(様式6)

**登録店地位継承承認申請書**

年 月 日

大阪 ガス ネットワーク 株式会社 御中

継承人	フリガナ 商 号	[登録店番号 第 K 号]		
	フリガナ 氏 名 (代表者)	(印)		
	フリガナ 事業所所在地	〒	電話 ( )	FAX ( )
被継承人	フリガナ 商 号	[登録店番号 第 K 号]		
	フリガナ 氏 名 (代表者)	(印)		
	フリガナ 事業所所在地	〒	電話 ( )	FAX ( )
継承理由 (複数番号に○印)		1 法人設立                      2 合併 3 その他 ( )		
連絡先 (氏 名)				
法人設立年月日		資本金		
後 業 員 数		年 商		

(印) (印) は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

[添付資料]

①法人の場合、登記簿謄本および印鑑証明書（取得後、6ヶ月以内のもの）

②個人の場合、印鑑証明書（取得後、6ヶ月以内のもの）

③複数の営業所がある場合、簡易内管施工士の所属する営業所報告書（様式5）

④被継承人の登録店票



(様式7)

### 登録店営業所移転申請書

西暦 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

申請登録店	(登録店番号 第K 号)	
	(ふりがな)	
	商 号	
	(ふりがな)	
	代表者氏名	実印
	(ふりがな)	
	〒 -	
	新所在地	電話 ( ) FAX ( )
(ふりがな)		
〒 -		
旧所在地	電話 ( ) FAX ( )	
移転年月日	年 月 日	

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

**【添付資料】**

- ①法人の場合、登記簿謄本(取得後、6ヶ月以内のもの)
- ②個人の場合、住所の変更を確認できるもの

(様式8)

### 登録店異動届

西暦 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

(登録店番号 第K 号)

商 号	
代表者氏名	実印
事業所 〒 -	
所在地	
電 話	

異動事項	新	旧
(ふりがな)		
商 号		
(ふりがな)		
代表者氏名		
住居表示	〒 -	〒 -
電話番号		
F A X 番号		
メールアドレス	@	@

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

**【添付資料】**

- <商号の変更・代表者の変更の場合>
  - ①法人の場合、登記簿謄本および印鑑証明書(取得後、6ヶ月以内のもの)
  - ②個人の場合、印鑑証明書(取得後、6ヶ月以内のもの)
  - ③登録店証
- <住居表示の変更の場合>
  - ④住居表示の変更を確認できるもの

(様式9)

### 登録店辞退届

西曆 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

登録店辞退届	(登録店番号第K 号)	
	商 号	
	(ふりがな)	
	代表者氏名	(実印)
	事業所所在地	〒 ー
	電話番号	( )
理 由		

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

(様式10)

### 施工認定者異動届

西曆 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

商 号	
代表者氏名	(実印)
事業所	
所在地	
電話番号	

氏 名		資格番号
異動理由 (該当理由に印)	1. 入社	西曆 年 月 日
	2. 退社	西曆 年 月 日
	3. 異動	異動年月日 西曆 年 月 日
		(前 登録店番号第K 号)
	4. 転居変更	前 登録店名
5. 転所変更		
(その他 詳細)		

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

**【添付資料】**

- ① 新加入者施工士の資格取得の申し込み書の写し
- ② 転居や転所を伴った場合の住所変更の届出書の写し
- ③ 転居や転所を伴った場合の住所変更の届出書の写し

## 簡易内管工事施工完了報告書

**大阪ガスネットワーク株式会社 御中**

所在地

会社・代表者名

印

電話番号

登録店番号

貴社の定める「簡易内管施工登録店 登録要綱」にもとづき、完了した簡易内管工事の施工内容を報告します。

報告日		年	月	日
施工完了日		年	月	日 ( )
施工者	氏名			資格番号
需要家	お客さま名			電話番号
	住所			
	ご使用番号	メーター号数・番号	マイエ	号 (番号)
	メーター号数変更	有・無し	「有」の場合	メーター変更済・メーター未変更
	ガス使用状況	ガス使用中(開栓中)・ガス未使用(閉栓中)		
工事内容	工事種類	ガス栓取替工事・ニップル増設工事・フレキ管増設・その他( )		
		機器工事(機器名 ) 取外し 号 → 取付け 号		
	※特設法対象機器の場合 資格証No. ( )			
	施工場所	屋外・屋内		
気密試験結果		kPa	気密時間	分 判定( 合・否 )
	計測機器	水柱ゲージ・デジタルマノメーター・自動圧力計・チャンバ型圧力計		
	計測箇所	ガス栓(予備栓等)・検査口(検査口付ガス栓)・検圧プラグ		
	気密試験後の検査口ボルト締め確認(計測箇所が検査口の場合)			判定( 良・不良 )
使用材料	品名	規格	品名コード	数量
	備考			
	工事概要 ( 概略図 )			

大阪ガスネットワーク記入欄 工事番号

大阪ガスネットワーク 決裁欄		
チーフ		担当

# 現場施工確認をおこないます

弊社の施工認定者における簡易内管工事につきまして、「現場施工確認」を実施いたします。  
簡易内管工事の現場発生時にご連絡頂き、「現場施工確認」にご協力頂きますようお願いいたします。

平素は簡易内管施工登録店制度にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社では、日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有し弊社の講習を修了した施工認定者に、簡易内管工事を施工して頂いていますが、現場で確実に実施できているかを確認するために「現場施工確認」をおこなっています。下記内容をご確認頂き、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

## 1. 現場施工確認

### (1) 対象

- 弊社の新規登録講習を受けて頂いた方（施工認定者の新規登録者）で、当初の現場
- 随時、施工件数が多い施工認定者で、弊社からご連絡をさせて頂いた方
- その他、現場の施工で不具合があった等、弊社からご連絡をさせて頂いた方

### (2) 現場施工確認方法

- 現場施工当日 1～2 時間程度の現場立会をさせて頂き、施工状況を確認させて頂きます（土日祝除く）
- ※都合により、ご連絡頂いても「現場施工確認」に行けない場合がありますが、予めご了承頂きますとともに、次の現場発生時に改めてご連絡ください

### (3) 現場施工確認実施会社

- 大阪ガスセキュリティサービス株式会社

## 2. 連絡先等

### (1) 連絡先

- 大阪ガスセキュリティサービス㈱ 導管保全部 検査室 工事検査センター
- TEL：06-6462-9500
- 受付時間 9：00～17：30（土日祝除く）

※上記連絡先は「現場施工確認」の依頼の場合のみで、「施工完了報告」・「メーター交換連絡」・「範囲外工事の連絡」等の連絡先ではありません。（「簡易内管工事 設計・施工要領」をご参照ください）

### (2) 連絡時期・内容

- 現場施工の**3営業日**までに、登録店さまより以下の内容をご連絡ください
- ご連絡いただく内容

会社名・氏名・現場名・現場住所・施工時間帯・携帯等連絡先

以上